

# 第二次世界大戦期フランスの「強制収容所」とユダヤ人迫害の「再記憶化」

加藤 克夫\*

Camps d'internement des juifs et la remémorisation de l'holocauste en France

Katsuo KATO

キーワード：フランス，ホロコースト，強制収容所，ギュルス，「記録」と「記憶」

## はじめに

2005年1月27日、雪の舞うアウシュヴィッツ=ビルケナウ強制収容所跡の国際記念館前で、45カ国の代表、元収容者（約1,000人）、元ソ連軍兵士（約100人）を含むおよそ1万人が参加して、同収容所解放60周年記念式典がかつてなく盛大に開催された。

この式典で欧州議会議長や厚生大臣などを歴任したフランスのシモーヌ・ヴェイユ（Simone Weil）も元収容者のひとりとして発言している<sup>(1)</sup>。ヴェイユ自身の証言によれば、彼女は、まだ16歳のとき、南フランスのニースで1944年3月29日（あるいは30日）に拘束され、パリ郊外のドランシー収容所をへてアウシュヴィッツ=ビルケナウ収容所に強制移送され、1945年4月15日にベルゲン=ベルゼンでイギリス軍によって解放された<sup>(2)</sup>。

ヴェイユのように、ヴィシー政権の時代（1940年7月～1944年8月）にフランス各地の収容所からアウシュヴィッツなどの絶滅収容所に送られたユダヤ人の数は、18歳未満の子供約1万人を含めて、75,721人におよぶ。こ

の内、絶滅収容所から生きて帰ることができたのはわずか2,500人に過ぎない<sup>(3)</sup>。こうしたユダヤ人迫害には、ドイツ占領軍当局はもちろぬ、フランスの国家と国民もまたかかわっていた。

だが、戦後のフランスは「革命神話」や「レジスタンス神話」に覆われ、ヴィシー体制やユダヤ人迫害の実態は長い間「夜と霧」のヴェールに包まれ、フランス国民の集合的記憶からは抹殺されてきた。いわば「神話の時代」が続いたのである。しかし、70年代にはいると「脱神話化」と「再記憶化」の動きが始まり、90年代にはいるとこの流れが加速した。戦後半世紀をへてようやく「歴史の時代」が始まったといえる<sup>(4)</sup>。

こうした動向と並行して、フランスでは1980年代以降収容所の実証的研究が進展しつつある。しかし、わが国では、ドランシー収容所が少し知られているだけで、他の収容所の実態は知られていない<sup>(5)</sup>。そこで、本稿では、最初にスペイン国境に近いギュルス収容所（ピレネー=ザトランティック県）の実態を中心に非占領地区における反ユダヤ主義の展開を検

---

\*島根大学法文学部教授

討する。その上で、「フランス国家による人種差別と反ユダヤ主義にもとづく犯罪の犠牲者を記憶し、フランスの《正義の人びと》を讃える国民の日」制定（2000年7月10日法）の経過と背景を検討しながらヴィシー期におけるユダヤ人迫害の「再記憶化」の動きを概観し、あわせて「記憶」と「記録」の関係を検討することにした。

## 1 第二次世界大戦期フランスの「強制収容所」

第二次世界大戦期フランスの「強制収容所」の歴史は大戦前にさかのぼる。1930年代、ナチス・ドイツの支配が強化されるとフランスには大量の難民が押し寄せた。フランス政府はこうした事態を前にして移民や難民にたいする規制を強化していく。たとえば、1938年11月12日の外国人取締法は、外国人の居住条件やフランス国籍の取得条件を厳格化するとともに、「危険分子」(les indésirables)を国外追放したり、「特別センター」に収容することを定めている<sup>(6)</sup>。その後も数十万人のスペイン難民が流入するとともに、開戦（1939年9月3日）にともなって、敵国となったドイツ人、あるいは国防や治安にとって危険分子とみなされた人びとの数が増大していった<sup>(7)</sup>。

こうした状況に対応するために、1939年1月21日にロゼール県のリュクロ（Rieucros）に「危険な外国人」の「結集センター」(le camp de rassemblement)が開設されたのを皮切りに、難民や「危険分子」などを収容する「宿泊センター」(le camp d'hébergement)、「結集センター」、「強制収容所」(le camp d'internement)と呼ばれる各種の収容所が全国に設置されていった<sup>(8)</sup>。1939年から1945年間にこうした収容所に収容された者の数は60万

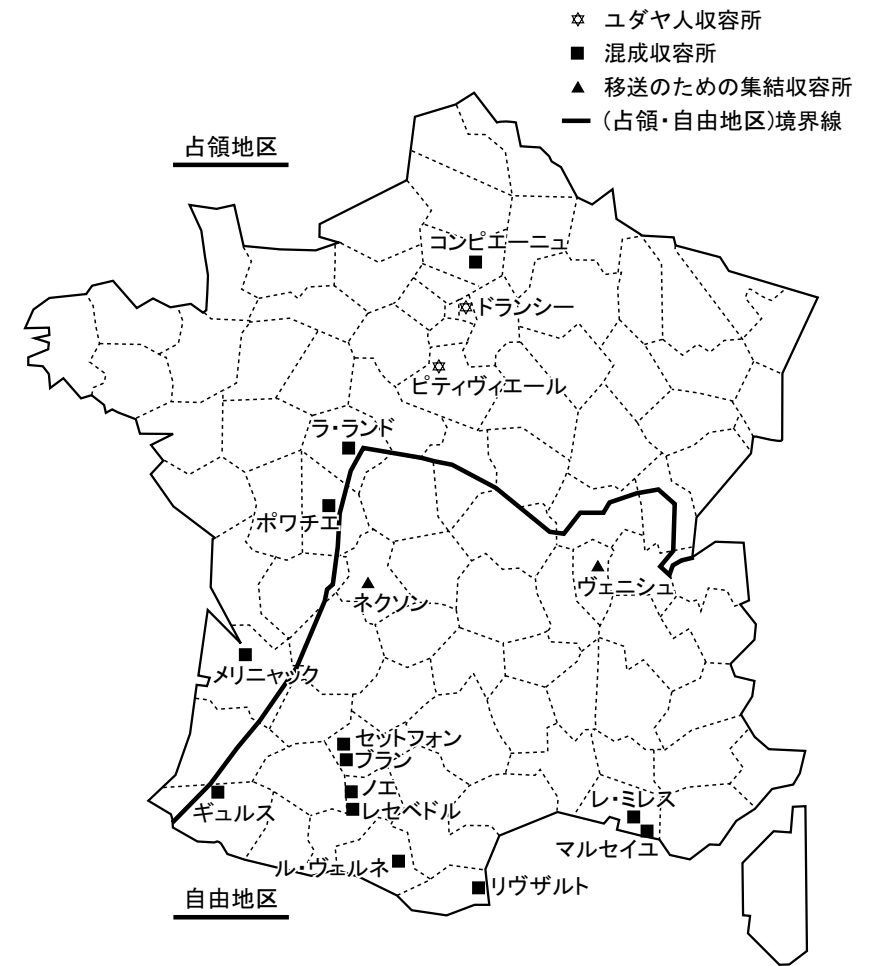
人にのぼると推定されている。

アウシュヴィッツの「控えの間」として知られるパリ郊外のドランシー収容所もこうした収容所のひとつである。ドランシー収容所の起源は、もともとは低家賃住宅（H.L.M.）として建設中であった建物を1939年10月から共産主義者やその支持者の収容所として用いたことにある。フランスが敗北した1940年6月以降はドイツ軍によるフランスやイギリスの戦争捕虜収容所となり、1941年8月から1944年8月までは文字通りユダヤ人の強制収容所として機能した。この間、ドイツの占領地区、非占領地区を問わず全国からユダヤ人がドランシー収容所に送られ、その多くは数日滞在しただけで、ドランシー/ル・ブルジェ駅から特別列車に乗せられてアウシュヴィッツなどの絶滅収容所に送られていった。ドランシー収容所には総計約8万人のユダヤ人が収容されたが、そのうちの88%にのぼる約6万7千人のユダヤ人が絶滅収容所に送られた。ドランシー収容所は、全国のユダヤ人を集めて絶滅収容所に送るための「一時滞在収容所」(le camp de transit)であり、フランスにおけるユダヤ人迫害を象徴する場だったのである<sup>(9)</sup>。

では、他の収容所はいかなる状況にあったのだろうか。非占領地区で2番目に重要な収容所と位置づけられていたギュルス収容所の状況を概観することしよう。

## 2 ギュルス収容所と第二次世界大戦期のフランス

ギュルス（Gurs）はピレネー=ザトランティック県のベアルン地方の主邑オロロン市（Oloron）の北西約17kmに位置し、ピレネー山脈に源を発するオロロン川の河川敷に位置する小村である。この小村と周辺の2村にま



フランスのユダヤ人強制収容所（1942年8月）  
出典：Crynberg, *op.cit.*, p. 10.

たがる79.6ヘクタール（縦2km、幅400mの長方形）、428棟からなる広大な収容所がいわば忽然と姿を現したのが、1939年4月のことであった。その後、ギュルス収容所は1940年10月に外国人向けの準抑圧収容所(le camp sémi-répressif)とされ、非占領地区ではル・ヴェルネ収容所（アリエージュ県）について2番目に重要な収容所と位置づけられた。1945年末に閉鎖されるまでの間にこの収容所に収容された人の数は、63,929人にのぼる。この間にギュルス収容所は、スペイン難民収容所、危険分子収容所、ユダヤ人収容所、ドイツ人

捕虜および対独協力者収容所と状況の変化に対応してその主要な性格を変えていった<sup>(10)</sup>。

### (1) 収容所設置の経過と施設の概要

ギュルス収容所は、当初仮設のスペイン難民収容センター(le centre d'accueil des réfugiés espagnols)として開設された。スペイン戦争（1936～1939年）中の1939年1月下旬、フランコ軍がカタロニアを占領すると、共和国軍兵士や民間人数十万人がフランスとの国境に押し寄せた。こうしたスペイン難民を収容するため、フランス政府はピレネー=ブリアンタ

ル県に5カ所の難民センターを設置した。そのひとつ、現在は地中海の保養地となっているサン=シプリアン=シュル=プラージュ (Saint-Syprien-sur-Plage) の収容センターには、9万人の難民が収容された。だが、急遽開設されたため、施設は極めて劣悪で、大部分の難民は砂止めに古いテントを張っただけの場所で生活することを余儀なくされた。水道もなく、最小限の衛生状態を保つのも困難な状況で、食糧事情も悪かった。このため、さまざまな疫病が蔓延した。他の収容所も同じような状況にあった。こうした事態を打開するために、政府は難民収容センターを新たに設置することを決定する。

こうして、急遽ギュルスに収容センターを建設することが決定されたのは、1939年3月15日のことであった。それからわずか40日後の4月25日には総面積79.6ヘクタール、バラック428棟からなる広大な収容所が忽然と出現することになったのである。収容所は全長1.7kmにおよぶ中央道をはさんで13のブロックからなり、外周は総延長250kmの有刺鉄線で囲まれ、さらに各ブロックもまた二重の有刺鉄線で仕切られていた。

ギュルス収容所はもともとスペイン難民の仮設収容所（半年間程度を想定）として急遽建設されたため、設備はきわめて劣悪であった。各バラックは、144平方メートル（縦24m、幅6m）からなり、定員は60名であったが、木製で、屋根も板の上から防水用のタール紙をはっただけで、内部にはベッドやテーブルや椅子もなく、収容された人びとは敷き藁で寝た。このためバラックは、しばしば雨漏りがしただけでなく、冬になるとピレネーおろしの寒風が板の隙間から入り込んだ。また、収容所は、オロロン川の河川敷の湿地帯に建設され、しかも冬は雨が多かったため、

しばしば沼地と化した。

収容所は、県知事の管理下におかれ、所長以下129人から411人のスタッフ（時期によって変動）と、収容者の中から選出されたブロック長や、バラック長、炊事係など各種の係によって運営された<sup>(11)</sup>。

## (2) ギュルス収容所の変遷

ギュルス収容所の歴史は、その機能から大きく4つの時期に区分できる。

I期：スペイン難民収容センター（1939年4月～1940年4月）

この時期は文字通りスペイン難民であふれかえり、やがて急減していった時期である。収容所が建設中の4月5日、980名のバスク地方出身のスペイン人が収容されたのを皮切りに、旧共和国軍兵士、国際旅団戦士、バスク人、カタルーニャ人などがサン=シプリアン=シュル=プラージュなど地中海の収容所から続々と送られてきた。5月10日の収容者数は収容定員（1.8万人）を超える1.9万人に達した。I期に収容されたスペイン難民の総数は27,340人にのぼる。だが、第二次世界大戦が勃発するとその数は急減し、1940年5月1日の収容者数は2,470人にすぎなかった。

この間に約2.5万人がセンターを出ていった。約8,400人がスペイン本国に帰国し、約9,400人はスペイン労働者団に編成されて工場での労働や前線の塹壕建設などのために各地に送られていった。この他、志願兵としてフランス軍に加わった者（約1,900人）や周辺農村の農業労働者や地元企業の労働者として職を得る者（約3,000人）もいた。

センターを離れていった人びとの行き先からも推測できるように、この時期のギュルス収容所はあくまでもスペイン難民の収容センターにすぎず、収容者は特に厳格な規律を課

されていたわけではない。収容者はオロロンまで買い出しに出かけたり、周辺に労働に出かけたりするなど、地元住民との交渉もみられた。また、センター内では、収容者の中の知識人や芸術家などが中心になって、「人民大学」が開設されたり、美術、芸術、スポーツ活動が行われるなど、種々の自主的な文化活動が活発に繰り広げられた。

II期：「危険分子」の収容所（1940年5月～1940年10月）

この時期のギュルス収容所は、スペイン難民とともに、内外の「危険分子」が収容されるようになり、いわば難民センターから強制収容所への過渡期に相当する。

第二次世界大戦前から外国人にたいする取り締まりが強化されていたが、1939年9月3日にフランスがドイツに宣戦布告すると、特にドイツ人やドイツ占領地域の出身者にたいする取り締まりが一層強化され、各地の「結集センター」に拘束された。一方、1939年9月26日に共産党が非合法化され、11月以降は国防および治安にとって危険なフランス国民も予防拘束されるようになった。こうした状況を反映して、ギュルスにも内外の「危険分子」が多数収容されるようになる。

1940年5-6月には、パリで拘束され、ヴェルディヴ (Vel'd'Hiv) と呼ばれる競輪場に収容されていたドイツ人やオーストリア人などの女性と子供、約1万人が移送されてきた。一方、1940年6月下旬以降、ギュルス周辺地域で拘束されたり、パリやボルドーなどで予防拘束され、ドイツ軍がパリに迫ると各地に転送された後、ギュルスに移送されてきた共産主義者を中心とする「危険なフランス人」、約1,329人もここに収容された。彼らは二つのブロックに収容されたが、ギュルス周辺地域で

拘束された「危険人物」が収容されたブロックDは、「監視付き収容センター」と呼ばれて監視がとりわけ厳しく、しかも劣悪だった。ギュルス収容所は、難民センターから強制収容所へと変貌しつつあったのである。

1940年6月17日、フランスがドイツ軍に降伏して休戦協定が成立し、7月10日にペタンを主席とするヴィシー政権が成立すると、ギュルス収容所の相貌は大きく変わった。何よりも収容者数が大幅に減少した。6月22日に成立した休戦協定にもとづいて、大多数の「危険な外国人」は解放され、「危険なフランス人」の多くも非占領地区の他の収容所や刑務所に送られていった。このため、1940年10月24日のギュルスの収容者数はわずか3,309人に減少した<sup>(12)</sup>。

だが、1940年10月20日、政府は非占領地区の外国人収容所を種別化して、ギュルス収容所を準抑圧収容所 (camp sémi-répressif) に指定し、ル・ヴェルネ収容所につぐ収容所と位置づけた。以後、ギュルス収容所はユダヤ人の強制収容所として機能することになる。

III期：ユダヤ人収容所（1940年10月下旬～1943年11月）

敗戦後フランスを占領したドイツ占領軍当局は、1940年9月27日、占領地区におけるユダヤ人の人口調査を命じるオールドナンスを發布してユダヤ人にたいする抑圧の姿勢を示した。一方、ヴィシー政府も外国人にたいする規制強化策を講じていたが<sup>(13)</sup>、1940年10月上旬に相次いでユダヤ人に関する法を制定して抑圧を強化していった。10月3日に制定された「ユダヤ人の地位に関する法」では、ユダヤ人を「3人のユダヤ人種 (race juif) の祖父を有する者、あるいは2人のユダヤ人種の祖父母を有し、かつ配偶者がユダヤ人の場合、

ユダヤ人とみなされる」と規定し、ユダヤ人が大臣や高級官僚、軍の将校などの公職、あるいは自由業、ジャーナリズム、映画、演劇などの職業に従事することを禁止、ないしは規制した<sup>(14)</sup>。また、10月4日の「外国出身のユダヤ人種に関する法」は、外国出身のユダヤ人を「特別収容所」(des camps spéciaux)に収容したり、居住地を指定する権限を県知事に与えた<sup>(15)</sup>。10月7日の「アルジェリアのユダヤ人に関する法」では、アルジェリアのユダヤ人が市民権を剥奪された<sup>(16)</sup>。翌1941年3月には、反ユダヤ主義政策を推進する中心組織「ユダヤ人問題総合委員会」(CGQJ)が設置された。

こうして外国籍ユダヤ人を中心に数多くのユダヤ人が拘束され、各地の収容所に収容されるようになった。そして、1942年6月、ドイツ占領軍当局がユダヤ人10万人の移送を割り当て、ヴィシー政府がこれにたいする協力を約束したのを契機に、ユダヤ人の一斉検挙と強制移送が本格化した。

一斉検挙の中でも最も規模が大きかったのが、1942年7月16日から17日にかけてパリで行われた一斉検挙である。警察庁長官ルネ・ブスケのパリの代理人ジャン・ルゲーを実行責任者とするこの一斉検挙(ヴェルディヴ事件)は、「春の嵐作戦」と名付けられ、約4,600人のフランス人警官や憲兵を動員して実施された。二日間で、子供4,051人を含む12,884人が検挙され、約6,000人がドランシー収容所に送られ、子供を含め約7,000人はヴェルディヴに仮収容された<sup>(17)</sup>。非占領地区でも8月26日から28日にかけて一斉検挙が実施され、約6,600人が検挙された<sup>(18)</sup>。

このように、ユダヤ人にたいする抑圧が強化され、拘束者が増大すると、ギュルス収容所はユダヤ人収容所へと変貌していった。こ

れまで収容者の中にはユダヤ人も存在した。しかし、彼らは人種的理由で収容されていたわけではない。だが、1940年10月下旬以降、ギュルス収容所はユダヤ人という理由だけで拘束された人びとで満たされることになった。

1940年10月24日にギュルス収容所の収容者は、3,309人に減少していた。10月下旬には、この中からさらに1,000人以上のスペイン人がスペイン難民収容所に特化されたリヴザルト(Rivesaltes)に移送されていった。その一方で、同じ10月下旬に、ドイツのバーデン地方のユダヤ人6,538人<sup>(19)</sup>が移送されてきたのをはじめ、サン=シプリアンなど他の収容所からも4,000人以上のユダヤ人が移送されてきた。こうして再び収容者は急増した。1941年1月1日の収容者数は、11,825人にのぼった。その後、ギュルスには、ベアルン地方の一斉検挙で拘束されたユダヤ人を含めヴィシー政府によって拘束されたユダヤ人4,055人が収容されている。このように人種的理由だけでギュルス収容所に収容されたユダヤ人の数は、1940年10月24日から1943年11月1日にかけて18,185人にのぼる。

その中の3,907人(この期の全収容者の18%)が、1942年8月6日から1943年3月3日にかけて計6本の特別に仕立てられた列車に乗せられて、目的地も告げられぬまま近くのアウロン駅から移送されていった。彼らは、ドランシーを経由して、アウシュヴィッツに強制移送されたのである。これに、他の収容所に移送された後に絶滅収容所に送られた者を加えれば、約14,000のユダヤ人が直接あるいは間接的にドランシーをへて絶滅収容所に送られていった。

Ⅳ期：ドイツ人捕虜・対独協力者の収容所(1944年9月～1945年12月)

ギュルス収容所の収容者は、他の収容所への移送などによって、1942年に入るとその数は再び急激に減少し、1943年秋には収容者はいなくなった。だが、1944年8月フランスが解放されると、ギュルス収容所は、ドイツ人捕虜・対独協力者の収容所として復活することになった。ギュルス収容所が最終的に閉鎖されるのは、1945年12月末のことである<sup>(20)</sup>。

### (3) 小括

ギュルス収容所は、1939年4月にスペイン難民収容所として急遽開設され、その後状況の変化とともにその性格を変えながら、1945年末まで存続した。この間に、ギュルス収容所に収容された人びとの数は約6.4万人にのぼる。この中には、約1.8万人のユダヤ人が含まれており、その約3/4は直接、あるいは間接的に絶滅収容所に送られていった。

ギュルス収容所は、1942年11月11日にドイツ軍がフランス全土を占領するまでは非占領地区にあり、ヴィシー政府の管轄下にあった。ドイツ軍によるフランス全土占領後もこうした状況に大きな変化はなかった。ヴィシー政府はユダヤ人の絶滅政策に深く関与していたが、ギュルス収容所はその中でもきわめて大きな役割を果たしていたのである。ドランシー収容所が死の「控えの間」であったとすれば、ギュルス収容所はまさにドランシーの「控えの間」であった。

だが、同時に、ともすればユダヤ人のホロコーストだけが注目される嫌いがあるが、ギュルス収容所を通過していった人びとの構成からも分かるように、ユダヤ人以外のいわゆる「危険分子」(共産主義者、抵抗主義者、政治的反対派など)も数多く収容所に収容され、彼らもまた強制収容所に送られていったことを忘れてはならない。その数はフランス全体

で6.3万人にのぼり、その半数は帰らぬ人となったのである。彼らもまた国家による弾圧の犠牲者であった。

こうした非ユダヤ人にたいする弾圧と人種を理由にしたユダヤ人迫害とを一律に論じることはできない。だが、1930年代以来次第に強まっていった排外主義的傾向や反ユダヤ主義的風潮、さらには国家主義的傾向が双方に通底していた。その意味で、ホロコーストの責めをヴィシー体制だけに帰すことは一面的だといえよう。

## 3 「記憶の政治学」の転回 —「忘却」から「再記憶化」へ

戦後のフランスでは、こうしたヴィシー体制やユダヤ人迫害の歴史は長い間「夜と霧」のヴェールに包まれ、むしろ「レジスタンス神話」が支配した。だが、五月革命(1968年)やドゴールの死去(1970年)をへて70年代にはいると、「脱神話化」と「再記憶化」の胎動が始まる。ヴィシー時代の記憶の歴史を検討した渡辺和行は、その歴史を「個人的記憶」の時期(1944—1954年)、記憶の「抑圧期」(＝レジスタンス神話の時代、1954—1971年)、「脱神話期」(＝ヴィシーの記憶の「葛藤期」、1971年—1974年)、記憶の「補償期」(＝ヴィシー期の歴史を直視する努力が始まる時期、1974年以降)に時期区分している<sup>(21)</sup>。

ヴィシー体制の記憶とユダヤ人迫害の記憶の歴史はほとんど対をなしている。そこで以下では、紙幅の関係もあり、上下両院での採決をへて制定された「フランス国家による人種差別と反ユダヤ主義にもとづく犯罪の犠牲者を記憶し、フランスの《正義の人びと》(Justes)を讃える国民の日」(2000年7月10日法)の内容と、同法制定までの経過と背景

を検討しながら、ヴィシー期のユダヤ人迫害の「再記憶化」の動きを考えることにしたい<sup>(22)</sup>。

2000年7月10日法(Loi du 10 juillet, 2000)は、その名称から明らかなように、ホロコーストの犠牲者を記憶すると同時に、フランスの《正義の人びと》を讃える国民の日を制定すること、その日はヴェルディヴ事件が起こった7月16日(ただし7月16日が日曜日でない場合は、次の日曜日)とし、国民の日にはパリや各県で公式の記念式典を開催することを定めたものである。

だが、7月16日(7月16日が日曜日でない場合は、次の日曜日)を「ユダヤ人迫害の日」とし、パリや各県で公式の記念式典を開催することは、1993年2月3日の大統領令(「いわゆる『フランス国家の政府』[1940-1944年]という事実上の権力のもとで犯された、人種差別と反ユダヤ主義にもとづく迫害記念日を制定する1993年2月3日のデクレ」<sup>(23)</sup>)ですでに決定済みであった。

では、2000年7月10日法と1993年2月3日の大統領令の違いはどこにあるのだろうか。

それは、2000年7月10日法で、第1に、「人種差別と反ユダヤ主義にもとづく犯罪」におけるフランス国家の責任が公式に認められたこと、第2に、「フランスの《正義の人びと》を讃える」という新たな目的が追加されたこと、第3に、「国民の日」が大統領令(décret)から法(loi)による制定へと格上げされ、その重みがましたことの3点にある。

第3については説明の必要はないだろう。第1については後述することにして、先に第2の点に簡単にふれておきたい。

2000年7月10日法は、「フランスの《正義の人びと》」<sup>(24)</sup>を「自らの命の危険をも顧みず、いかなる代償もなしにジェノサイドの脅威に

さらされていた人びとを引き取り、保護し、擁護した」人びとと規定している。《正義の人》(Juste)という概念は、「創世記」の18に由来し、「個人の行いによって共同体の過ちを償うことのできる人」という含意を有している。したがって、「フランスの《正義の人びと》」とは、その献身的な行為によって、ホロコーストに加担して罪を犯したフランスの名誉を救った人びとのことである。2000年7月10日法が「国民の日」にこうした人びとを讃えることを定めたのは、未来を担う世代にたいする教育的配慮によるものであった。同時にそこには、ヴィシー期の「陰」の部分とともに「光」の部分をも顕彰しようというフランス感覚をみてとることもできるだろう。

では、第1の点、つまり2000年7月10日法がホロコーストにおける国家責任を公式に認めるにいたった経過とその背景を検討することにしよう。

1993年のデクレに署名したのは社会党のミッテラン大統領であった。だが、ミッテラン大統領はユダヤ人の迫害にたいする国家責任を認めようとはしなかった。ミッテラン大統領は、1992年、側近の働きかけもあってヴェルディヴ事件50周年の記念式典に参加して献花した。だが、これに先立つ7月14日のテレビ・インタビューで、彼は「1940年にフランス国家が存在したが、それはヴィシー体制であって共和国ではない。説明を求めべき対象はこのフランス国家である」と発言した<sup>(25)</sup>。さらに、ミッテランは、1994年9月、「私はフランスの名で謝罪することはしない。フランス共和国はそれ(ユダヤ人の迫害：加藤)とは一切関係がない。私はフランスには責任がないと考えている」とも発言している<sup>(26)</sup>。ミッテランによれば、ヴィシー体制はフランスの正統な体制ではなく、そのもとで起こったユ

ダヤ人迫害にフランスは国家として責任を負うものではないというのである。「いわゆる『フランス国家の政府』(1940-1944年)という事実上の権力」という1993年の大統領令のもってまわったような表現の背後には、こうした認識があった。

しかし、90年代半ばから状況は変化する。政府首脳が国家責任を認める発言を行うようになるのである。たとえば、シラク大統領は1995年7月16日の「ユダヤ人迫害の日」の記念式典に出席して、「国家が犯した過ち」を認め、「占領軍の犯罪的な狂気がフランス人やフランス国家によって支援されていたことは周知のことである」、「啓蒙の祖国、人権の祖国、それまでは被抑圧者の受け入れ国であり、避難所であったフランスは、償うことの出来ない罪を犯した」、われわれは「時効のない債務を負っている」と発言した<sup>(27)</sup>。

その後さまざまな経過をへて、ホロコーストにおけるフランス国家の責任を公式に認めた2000年7月10日法が成立するのだが、国民議会の同法に関する「文化・家族・社会問題委員会」報告は、国家の責任問題について次のように指摘している。

「文化・家族・社会問題委員会」は、まず、フランス国家は、独自のイニシアティブにもとづいて反ユダヤ主義法を制定し、一斉検挙や強制移送に加担したという二重の意味で「人種差別と反ユダヤ主義にもとづく犯罪」に責任があると断定する。

その上で、「いわゆる『フランスの国家の政府(1940-1944年)』という事実上の権力」という表現は、フランス本土における共和政府の合法性を確立した1944年8月9日のオールドナンス第7条の文言を用いたものであったとしても、それは「法的なフィクション」であり、適切でない、と喝破する。なぜなら、そ

こで問題となっているのは「敵に協力した国家装置」であって、それは確かに共和政府ではないが、フランス国家の継続性を保証する「合法的なフランス国家」であったからである。

さらに同報告は、議会が国家責任を認める必要性にふれてこう指摘する。フランス刑法は伝統的に集団の責任(résponsabilité collective)を認めていない。トゥヴィエ裁判(1989-94年)とパボン裁判(1997-98年)で二人は人道に反する罪で有罪となったが、国家や政治体制が有罪とされなかったのはこうした事実起因している。したがって、「政治機関である国会こそが…人道に反する罪の共犯者であるフランス国家の集団の責任を明確にする必要がある」と。司法では裁けない国家責任を政治機関としての国会が解明するという明確な自覚が存在したのである。同時に、ここからは、トゥヴィエ裁判やパボン裁判、あるいはホロコーストの「記憶の場」の顕彰や記念行事の開催、「ショアー犠牲者記念基金」の創設(1999年)をはじめとするホロコーストをめぐるさまざまな事実の積み重ねが、2000年7月10日法成立の背景にあることを伺うことが出来る。上院の「立法委員会」報告は、「犯された罪の承認、その犠牲者と《正義の人》にたいする敬意は、ひとつの既定事実になっており」、この法はこうした流れを受けて提案された、と指摘している<sup>(28)</sup>。

最後に、2000年7月10日法成立の背景には、オーストリアでのナチス擁護発言を繰り返すハイダー率いる自由党の躍進と連合政権への参加、バルカン半島における「民族浄化」をめぐる紛争、あるいは、上下両院の報告では直接言及されていないが、「アウシュヴィッツの嘘」発言を繰り返すルペン率いる国民戦線の台頭を前にして、同じ過ちを繰り返さない

ためにも、過去の過ちをきっちり精算し、次の世代にたいする教育を強化しなければならないという強い危機意識と義務感があることを指摘しておきたい。下院の報告は、「過去を直視することのできない国民は、未来を展望することはできない」という社会学者のアラン・トゥレーヌの言葉を引用し、非ナチス化に真剣に取り組まなかった国は、極右の復活に対応することができない、と喝破している。また、上院の報告でも、下院の「文化・家族・社会問題委員会」委員長ジャン・ル・ガレックの「過去を忘れようとする者は、かならずや過去を蘇らせてしまうという仕返しを受けることになる」という発言が引用されている。

フランスにおけるホロコーストをめぐる記憶の政治学は、1990年代以降、忘却から再記憶化へと大きく転回した<sup>(29)</sup>。フランスでのホロコーストの記憶は、歴史の時代に入ったといえる。それは、裁判、記念日の制定、「記憶の場」の顕彰、記念行事、さらには歴史研究の進展などの広い意味でのさまざまな「記録」の積み重ねの所産でもあったのである。

## 5 「記録」と「記憶」—むすびにかえて

2005年1月25日、シラク大統領はパリのショアー記念館の開館式で演説し、あらためてフランスの過ちを認め、「ユダヤ人の犠牲者を永久に記憶にとどめる」ことを誓うとともに、「ナチスの大量殺戮を否定する歴史修正主義 (le négationnisme)」を「真実に反する罪」と断罪して、過去の歴史を語り継ぐことの重要性を指摘した。興味深いのは、この演説のなかでミッテランは、何人かのユダヤ人の体験にふれ、そのひとりとして、パリのショアー記念館に併設されている「現代ユダヤ資料センター」(CDJC)の創立者イザーク・シュネ

ルソン (Isaac Schneersohn, 1879—1969) を「大惨事の渦中にあってもなお記録を残そうとした」人物、「闇の中にあってもなお毅然としている人物」と讃えていることである<sup>(30)</sup>。

シュネルソンは、戦後裁判を起こすために必要なユダヤ人迫害の証拠の収集を目的として、1943年4月、グルノーブルで仲間とともに同センターを創設した。それが、現在では、当時のパリのドイツ大使館、ゲシュタポの反ユダヤ人局などの貴重な文書など、100万点ものホロコースト関係文書や文献を所蔵するヨーロッパ有数の資料センターに成長している。

その資料はニュルンベルク裁判でも利用された他、1970年代末以降、セルジュ・クラルスフェルト (Serge Klarsfeld) が中心となって資料を整理し、刊行した。それが人道に反する罪に関するいくつかの裁判の帰趨に大きな影響を与えた<sup>(31)</sup>。「現代ユダヤ資料センター」を中心とする諸成果が集合的記憶の転回の大きな要因のひとつとなったのである。その意味で、シラク大統領のシュネルソンに関する発言は、国民の正しい歴史認識の形成 (=国民の集合的記憶の形成) における記録の収集・整理・再構成の努力の役割と意義を高く評価したものといえる。

エルネスト・ルナンは、1882年の「国民とは何か」という講演で、「忘却」が「ひとつの国民を創造する本質的な因子」であり、事実を明らかにする「歴史学の進歩は国民性にとってしばしば危険となる」と指摘した<sup>(32)</sup>。ここでルナンがいう「歴史学」とは、記録の収集とそれにもとづく記録の再構成と読み替えてもいいだろう。

フランスのホロコーストをめぐる記憶は、記録の収集と整理、歴史研究の進展、裁判、記念日の制定、「記憶の場」の顕彰、記念行事などのさまざまな「記録」の積み重ねの相乗

作用によって、「忘却」から「再記憶化」へと大きく転回し、現在では国家責任を公式に認める地平に達した。フランスで戦争の記憶が「忘却」されてきた背景には、対独協力とレジスタンスの対立の歴史に蓋をするという側面があった<sup>(33)</sup>。したがって、フランスのホロコーストをめぐる集合的記憶の転回は、ルナンの指摘にしたがえば、「歴史学の進歩」が、国民統合を図るために当初必要とされた「忘却」の壁に挑戦し、それを突き崩し、やがて新たな「国民性」を生み出したといえよう。

だが、集合的記憶はさまざま要因で変化する。現在、ホロコーストをめぐるフランスの記憶は国家責任を公式に認める地平に到達したが、国民戦線のルペンの発言に代表されるように、それを否定する勢力もまた厳然として存在する。その意味では、ホロコーストの記憶をめぐるアリーナでは、記憶派と忘却派の綱引きがなお続いているといえる。

[2005年4月22日脱稿]

### <注>

- (1) ヴェイユは、「自然の力」と「人間の狂気」から地球と人間社会を守ることを強く訴えた (*Le Monde*, 28 Janvier 2005)。
- (2) *Le Monde*, 29 Janvier 2005
- (3) フランスの収容所で死亡した人などを含めれば約8万人が犠牲となった (この1/3はフランス国籍をもつユダヤ人)。これは、1940年のフランス在住ユダヤ人の1/4に相当する (Serge Klarsfeld, *La Shoah en France 1, Vichy-Auschwitz: La <solution finale> de la question juive en France*, Fayard, 2001 [édition originale, 1983], pp. 359-360.)
- (4) ヴィシー時代の記憶の歴史に関しては、渡辺和行『ホロコーストのフランス—歴史と記憶—』人文書院, 1998年, 26~35頁,

同, 「現代フランス社会と戦争の記憶」『香川法学』第17巻第2号, 1997年, 233-265頁, 鶴飼 哲「ドイツ占領期の記憶とフランスの<戦後>」小岸 昭等編『ファシズムの想像力—歴史と記憶の比較文化論』人文書院, 1997年, 157-174頁, Henry Rousso, *Le syndrome de Vichy de 1944 à nos jours*, Seuil, 1990, ヴィシー時代の歴史研究の動向に関しては, Robert O. Paxton, *Vichy France: Old guard and new order 1940-1944*, Columbia U. P., 2001, pp.ix-xxxiv (original, 1972), 渡辺・剣持訳『ヴィシー時代のフランス: 対独協力と国民革命 1940-1944』柏書房, 2004年, 1-20頁参照。

この他, ヴィシー期のユダヤ人迫害については, Michael R. Marrus and Robert O. Paxton, *Vichy France and the Jews*, Stanford U. P., 1995 (original, 1981); Serge Klarsfeld, *La Shoah en France*, 4 vols, Fayard, 2001; 渡辺和行『ナチ占領下のフランス—沈黙・抵抗・協力』講談社, 1994年, など参照。

- (5) 渡辺和行がドランシー収容所の概要を紹介している程度である (渡辺『ナチ占領下のフランス』[前掲書], 38-46頁)。
- (6) *Journal Officiel de la République française. Lois et Décrets* (以下 *J.O.* と略記), 71e année no. 266, 13 nov., 1938, pp. 12920-12923.
- (7) 1939年9月26日に共産党が非合法化され, 11月には国防や治安にとって危険な人物を収容所に拘束する権限を知事に与える法 (1939年11月18日のデクレ) が成立した。
- (8) 非占領地区を中心にした強制収容所の歴史に関しては, Anne Grynberg, *Les camps de la honte: Les internés juifs des camps français 1939-1944*, La Découverte, 1999; Minique-Lise Cohen et Eric Malo (dir.), *Les*

- campes du sud-ouest de la France 1939-1944*, Privat, 1994, など参照。
- (9) フランスから出発した強制移送列車は計 77 本だが、このうちドランシー/ル・ブルジェ駅から出発した列車は 67 本を占める。ドランシー収容所については, Maurice Rajsfus, *Drancy: Un camp de concentration très ordinaire 1941-1944*, Le Cherche Midi Éditeur, 1996; La Commission <Histoire> de L'Amical des déportés d'Auschwitz, *Drancy: Antichambre d'Auschwitz 1941-1944*, n.d.; “Drancy: un monument historique?”, *L'Histoire*, no. 257, Septembre, 2001, pp. 24-25 など参照。
- (10) ギュルス収容所に関しては, 特記しないかぎり, Claude Laharie, *Le Camp de Gurs 1939-1945: un aspect méconnu de l'histoire de Vichy*, J & D, 1993; Id., “Déportation et internement au camp de Gurs des 6538 juifs allemands originaires du pays de Bade et du Platinat (1940-1943)”, dans M.-L. Cohen et E. Malo (dir.), *op.cit.*, pp. 97-118 参照。ラーリの著書は, ピレネー=ザトランティック県立文書館に所蔵されているギュルス収容所関係文書などの関連資料を渉猟してまとめた, フランスの強制収容所に関する先駆的な業績である。
- (11) 各ブロックは基本的に収容者による自治にもとづいて運営された。収容所の警備は当初憲兵隊が担当したが, 1940 年の敗戦後は, 旧軍人からなる警備員が担当するようになった。
- (12) この内訳は, 「危険なフランス人」689 人, 「危険な外国人」980 人 (大部分は国籍を喪失したユダヤ人女性), スペイン人 1640 人であった。この後, 1940 年末までに, 「危険なフランス人」全員と, 1,000 人以上のス
- ペイン人が他の収容所に移送された。
- (13) 1940 年 7 月 22 日法 (*J.O.*, 72e année no. 179, 23 juillet, 1940, p. 4567) にもとづいて, 1927 年以降フランスに帰化した人びと数十万人が再審査され, ユダヤ人 6,307 人を含む約 1.5 万人がフランス国籍を失った。
- (14) ユダヤ人の地位に関する法はユダヤ人を人種で規定したが, 人種の定義を行っておらず, 曖昧さを残していた (*J.O.*, 72e année no. 266, 18 oct., 1940, pp. 5323)。このため, 同法を修正した 1941 年 6 月 2 日法 (第二次ユダヤ人の地位に関する法) では, 詳細は省くが, あらためてユダヤ教の信仰の有無を基準にした規定に変更された (*J.O.*, 73e année no. 164, 14 juin, 1941, pp. 2475-2476)。ちなみに, ドイツ占領軍の 1940 年 9 月 27 日のオールドナンスでは, ドイツ本国でのユダヤ人規定に準じて, ユダヤ人を宗教にもとづいて規定していた (Klarsfeld, *La Shoah en France, tome 1, op.cit.*, pp. 26-28)。
- このように, ヴィシー期の反ユダヤ主義立法は, しばしばドイツ占領軍当局の意向を上回る厳しい側面を有していた。そのことは, 当時, ドイツ占領軍当局が求めている, アルジェリアのユダヤ人から市民権を剥奪したことに典型的に示されている。
- (15) *J.O.*, 72e année no. 256, 8 oct., 1940, p. 5324. なお, 1941 年 6 月 2 日法は, 同法に違反した場合, フランス国籍のユダヤ人であっても「特別収容所」に収容する権限を県知事に与えている (9 条)。
- (16) *J.O.*, 72e année no. 256, 8 oct., 1940, p. 5234.
- (17) ヴェルディヴ事件では, 外国籍ユダヤ人を中心にパリに在住していたユダヤ人の半数が検挙された。ヴェルディヴ事件については, Adam Rayski, *Il y a soixante ans la rafle*

- du Vélodrome d'Hiver: Le peuple de Paris solidaire des Juifs*, Mairie de Paris, 2002; S. Klarsfeld, *op.cit.* pp. 95ff.; 渡辺『ナチ占領下のフランス』(前掲書), 130-132 頁, など参照。
- (18) これにすでに収容所に拘束されていた者を加えて, 非占領地区から約 1 万人がドランシー収容所に移送されていた。
- (19) 彼らは, バーデン地方のアーリア化政策で拘束されたユダヤ人である。ナチス・ドイツがユダヤ人問題の「最終的解決」策として最終的に絶滅政策を採用するのは, 1942 年 1 月のヴァンゼー会議であった。それまでは, 移住政策が採られており, 1940 年秋には, マダガスカル島への移住計画が存在した。バーデン地方のユダヤ人がフランスに移送されてきたのは, マダガスカル計画実行への最初で最後の動きであった (結局, この計画は実行されなかった)。ナチス・ドイツのユダヤ人問題の「最終的解決」策については, 栗原 優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態』ミネルヴァ書房, 1997 年, ラウル・ヒルバーク, 望田幸男等訳『ヨーロッパユダヤ人の絶滅 (上, 下巻)』柏書房, 1997 年, など参照。
- (20) この時期に, ギュルス収容所に収容された者の数は, ドイツ人戦争捕虜 310 人, 対独協力者 1,585 人, 反フランコ派スペイン人 1,475 人であった。
- (21) 渡辺, 『ホロコーストのフランス』(前掲書), 27-35 頁。
- (22) 特に明記しないかぎり, 2000 年 7 月 10 日法については, *J.O.*, no. 159 du 11 juillet, 2000, p. 10483, その成立経過や背景については, 同法に関する国民議会の「文化・家族・社会問題委員会」報告 (No. 2195 Onzi-

- ème legislature d'Assemblée Nationale), および上院の「立法委員会」報告 (No. 353 [1999-2000] de le Sénat) 参照。
- (23) *J.O.*, n. 29 du 4 février, 1993. 1992 年 11 月 25 日, ル=ガレック (Jean Le Garrec) と社会党議員団が「ヴィシー体制が犯した人種差別, 反ユダヤ主義, 排外主義にもとづく犯罪を記念する国民の日」の制定を求める法案を下院に提出している。同法案は審議されなかったが, 大統領令はこうした動きを受けたものである。
- (24) 第二次世界大戦後, イスラエルが, 自らの命の危険をも顧みずホロコーストの脅威にさらされていたユダヤ人を救済した人びとに「《諸国民の正義の人》(Juste dans les nations) という称号を授与していたが, 2000 年 7 月 10 日法は, イスラエル側の了解のもとにフランスでホロコーストの脅威にさらされていた人びとを救済した人を顕彰するために「フランスの《正義の人びと》(Justes de France) という概念を用いた。
- (25) *Le Monde*, 17 juillet, 1992.
- (26) *Le Monde*, 18 juillet, 1995.
- (27) *ibid.*
- (28) 下院の「文化・家族・社会問題委員会」報告と上院の「立法委員会」報告は, 若干の違いはあるが基本的に同じ認識に立っている。
- (29) ビルンボームは, 1990~91 年頃までに執筆されたと思われる論文で, フランスにおけるユダヤ人の「記憶の場」がきわめて稀であり, ホロコーストの記憶の風化とユダヤ人の記憶が直面している危機を指摘していた (Pierre Birnbaum, “Grégoire, Dreyfus, Drancy et Copernic: les Juifs au coeur de l'histoire de France”, dans Pierre Nora (dir.),

*Les lieux de mémoire III*, t. 1, Gallimard, 1992, pp. 561-613 (拙訳「ユダヤ人 グレゴワール・ドレフュス・ドランシー・コペルニック街」, ノラ編, 谷川 稔監訳『記憶の場—国民意識の文化=社会史 第一巻 対立』, 岩波書店, 2002年11月, 283-337頁)。

(30) *Le Monde*, 26 janvier, 2005.

(31) Klarsfeld, *op.cit.*, pp. 9-11; Mémorial de la Shoah: Musée, Centre de documentation juive contemporaine, <http://www.memorial-cdj.org>, など参照。

(32) Ernest Renan, “Qu’est-ce qu’une Nation?”, dans Raoul Girardet (présentation), *Renan: Qu’est-ce qu’une Nation ?*, Imprimerie, 1996,

pp. 227-228. 鶴飼 哲訳「国民とは何か」  
鶴飼 哲等著・訳『国民とは何か』インスクリプト, 1997年, 47-48頁

(33) 鶴飼, 前掲論文, 160-161頁。

[付記] 本稿は, 科学研究費補助金基盤研究(B)(2)一般「歴史のなかの『記憶』と『記録』」(平成14年度~16年度, 代表者: 小山哲)の報告書の原稿として執筆したのだが, 事情によって刊行が遅れており, 代表者の了承を得て, ここに掲載させていただいた。なお, フランスにおける強制収容所の地図は新たに付加したものである。